

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	東松山市 児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託するに当たり、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない各支給要件に該当する児童を監護する母、若しくは当該児童を監護し、かつこれと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者に児童扶養手当を支給する。児童扶養手当には所得制限があり、所得の高い受給者については手当の一部支給又は全部停止等の支給制限を行っている。</p> <p>東松山市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④未支払の児童扶養手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤額改定届、支給停止に関する届出、現況届、障害状態の届出、氏名変更の届出、住所変更の届出、受給資格喪失の届出など児童扶養手当法に規定された届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>番号法の別表第二及び主務省令に基づいて、東松山市は、児童扶養手当の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 第9条第1項 別表第一 37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(別表第二主務省令) 第12、19、31、35、36、44条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 57の項 別表第二主務省令 第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>東松山市 総務課 〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 FAX：0493-24-6123 e-mail：somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp</p>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東松山市 子育て支援課 〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 FAX：0493-23-2239 e-mail：HMY054@city.higashimatsuyama.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月29日	I、5、②所属長	黒田 健	松崎 一祐	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成28年4月15日	I、5、①部署	教育部 子育て支援課	子ども未来部 子育て支援課	事後	機構改革に伴う部名の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月5日	I、5、②所属長	松崎 一祐	橋本 光能	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成31年4月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない各支給要件に該当する児童を監護する母、監護し、かつこれと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者に児童扶養手当を支給する。児童扶養手当には、所得制限があり、所得の高い受給者については手当の一部支給、又は全部停止等の支給制限を行っている。	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない各支給要件に該当する児童を監護する母、若しくは当該児童を監護し、かつこれと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者に児童扶養手当を支給する。児童扶養手当には所得制限があり、所得の高い受給者については手当の一部支給又は全部停止等の支給制限を行っている。	事後	記載内容の見直し
平成31年4月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	子育て支援課長 橋本 光能	課長	事後	記載事項修正
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月3日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 1. 取扱い人数	平成27年2月3日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月19日	IV リスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和3年6月4日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和3年6月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	子ども未来部	子ども家庭部	事後	記載事項修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正